世羅町外出支援事業『せらたすきー券』

更新日：2023年5月1日更新

世羅町では、高齢者や障害のある方が、住み慣れた地域で生活することを支援するために、外出支援事業として『せらたすきー券』を交付しています。『せらたすきー券』は1枚100円の乗車券で、最大で300枚(3万円分)交付します（対象となった月により交付枚数は異なります。）。

対象者

世羅町内に住所を有し、現に居住している方で、次のいずれかに該当する方

- 介護保険の要介護「1～5」の認定を受けている方
- 身体障害者手帳　「1級、2級、3級」をお持ちの方
- 療育手帳　「Ⓐ、A、Ⓑ」をお持ちの方
- 精神障害者保健福祉手帳　「1級、2級」をお持ちの方
- 満65歳以上で、世羅警察署等へ**有効期限内**の運転免許証を返納し、「運転免許の取消通知書」等の交付を受けた方
- 満75歳以上の一人暮らしで、申請時点で運転免許証をお持ちでない方（運転免許失効者含む。）

注：介護施設に入所中の方は対象になりません。ただし、ケアハウス、サービス付き高齢者向け住宅に入所中の方は対象になります。

申請

せらたすきー券の交付を受けるためには申請が必要です。申請に必要なものを持参の上、申請してください。

1.申請窓口

福祉課　高齢者地域包括支援係
せらにし支所　生活課

2.申請に必要なもの

- 申請書（申請窓口に備えてあります。）
- 対象者であることがわかるもの（該当するもの）
  ・介護保険証　・身体障害者手帳　・療育手帳
  ・精神障害者保健福祉手帳　・運転免許の取消通知書　・運転経歴証明書
- 本人確認（代理人の方は、代理人の本人確認）ができるもの
  顔写真付き身分証明書をお持ちでない方は、医療保険証や介護保険証等、本人確認ができるものを**2点**

せらたすきー券を使用できる交通機関

せらたすきー券は1回の乗車につき、複数枚利用できます。
ただし、お釣りはでませんので端数は現金でお支払いください。
運転免許証返納により交付を受けた方は、生計を一にする同居の親族で運転免許証を持たない方も利用できます。

1.タクシー会社

世羅交通	Tel:0847-22-5588
備三タクシー	Tel:0847-22-5400
三川タクシー	Tel:0847-24-0511

三原交通	Tel:0847-22-0771
十番交通	Tel:0824-43-2010
せらまちタクシー（デマンドタクシー）	Tel:0847-25-5050
まちなか循環タクシーくるりん号	Tel:0847-22-0529

2.自治センターからの運行

津名自治センター（ふれあい号）	Tel:0847-39-1047
黒川自治センター（つながり号）	Tel:0847-37-2117

注：運行区間は、「津名 ・ 黒川自治センター」 ～ 「三次市三和町敷名・市立三次中央病院」に限ります。

3.バス路線

世羅町内で乗車若しくは降車する場合に限り利用できます。（高速バス対象外）
路線バス降車時、運賃を支払う際にせらたすきー券でお支払いください。

中国バス	尾道駅前線（世羅～尾道） 三原・甲山線（世羅～三原） 甲山・三次線（世羅～三次）
芸陽バス	河内・甲山線（世羅～東広島）
十番交通	下津田線（世羅～三次）

4.町外福祉タクシー・介護タクシー

『せらたすきー券』の交付を受けた方が、町外福祉タクシー・介護タクシーを利用された場合、一旦全額支払、その後、窓口まで申請いただくことで、『せらたすきー券』の交付金額の範囲内で、払戻しを受けることができます。申請締切は**令和6年4月30日**までです。
※町内の福祉タクシーを利用の場合は、せらたすきー券でお支払いできます。

町外福祉タクシー・介護タクシー利用方法

1. 現金で乗車料を支払い、領収書を受け取ります（せらたすきー券は利用できません。）。
2. 福祉課又はせらにし支所生活課へ領収書、せらたすきー券、対象者の通帳、印鑑を持参していただき、必要事項を申請書に記載します。利用金額分のせらたすきー券を回収します。
3. 審査後、対象者の口座へせらたすきー券利用分の金額を振込みます。

その他

令和5年度の『せらたすきー券』は桃色です。**令和6年3月31日**に有効期限を迎え、期限を過ぎると利用できなくなります。有効期限内にご利用ください。

申請先・お問合せ先

福祉課（世羅保健福祉センター内）	Tel:0847-25-0072
せらにし支所生活課	Tel:0847-37-2111

このページに関するお問合せ先

福祉課（高齢者地域包括支援係）
〒722-1192　世羅郡世羅町大字本郷947番地　Tel：0847-25-0072
メールでのお問合せはこちら